



## 議事の経過

	(開会 午後 1時30分)
水野議会事務局 書記	ご起立をお願いいたします。一同、礼。 ご着席ください。
加藤議長	平成29年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。 議員の皆様には、公私ともご多忙のところ参集賜りまして、ありがとうございます。 本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案2件と議員提出議案1件でございます。 議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。 管理者招集挨拶、萩野管理者。
萩野管理者	平成29年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様には、お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。また、平成28年度決算審査についての監査委員の意見を頂戴するため、小嶋代表監査委員にもご出席をいただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。 さて、本日の定例会に上程いたします議案は、平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について及び専決処分の承認を求めることについて並びに議員提出議案であります議員派遣についての3議案でございます。 どうか慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
加藤議長	ありがとうございました。 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。  
これより、本日の日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、3番萩野勝議員、4番小屋登美子議員を指名します。  
日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。  
日程第3、諸般の報告を議題とします。  
監査委員から、例月出納検査につきまして、平成29年5月分、6月分、7月分及び8月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。  
次に、議会運営委員長より、議会運営委員会の報告をしていただきます。  
白井えり子議会運営委員長。

白井議会運営委員長

議長よりご指名がありましたので、10月4日午後1時半より開催しました議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。  
一般質問につきまして、2名の議員より通告がありましたので、その取り扱いにつきまして確認をしました。質問時間は同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものとなりました。  
付議された議案につきましては、管理者提出議案として、平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について及び専決処分の承認を求めることについての2件、議員提出議案として、議員派遣についてが1件でございます。  
管理者提出議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこ

といたしました。議案質疑につきまして、2名の議員より通告がありましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。質疑回数は2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとなりました。

議員提出議案につきましては、提案説明を省略し、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、これより一般質問を行います。

質問時間は、議会申し合わせ事項により15分以内といたします。

通告により発言を許します。

1番白井えり子議員。

白井議員

1番白井えり子、一般質問に入ります。

一問一答で3点についてお願いいたします。

1点目です。

平成27年度決算の監査委員さんの指摘事項に、随意契約や長期継続契約等、契約方法の見直しをする、この旨の指摘があります。そして、28年度決算につきましては、監査委員さんの意見の中にこの部分がなくなっております。28年度はどのように検証され改善されたのかお聞きします。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

昨年度監査委員から指摘のあった、随意契約で行った案件のほとんどは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する随意契約として契約を行ったものです。指名審査会等選定審査会で内容を精査し、入札が可能なものは入札に移行しましたが、ほとんどは特殊な業務のため随意契約せざるを得ないものでありました。

随意契約を見直した一つの例でございますが、庁舎総合管理業

務として随意契約を含む6件の業務を1つに取りまとめて入札を行うなど、競争原理を主眼に適正な契約方法で行っております。

また、長期継続契約に関しましては、その対象となるリサイクルプラザ運転・維持管理等委託業務については、平成28年6月までで長期継続契約が終了し、その後も新たな長期継続契約を締結する予定でしたが、市町のごみ分別収集方法などの変更を考慮し長期継続契約期間内に業務が変更となるおそれが生じたため、平成28年度は7月から3月まで残り9カ月間を随意契約した経緯がございます。

以上です。

加藤議長

1番白井えり子議員。

白井議員

今のご説明でよくわかりましたが、今後につきましても、特に随契とかこの長期継続契約等、今後とも一層引き締めてやっていただきたいと思います。

それでは2点目です。

現在使用している焼却炉も既に20年になりますが、今後、焼却炉の建て替えについては、ごみ焼却の問題、現在の炉の延命計画、基金積み立てなど、どのようにビジョンをお考えかお聞きします。

加藤議長

近藤事務局長。

近藤事務局長

お答えさせていただきます。

現在の焼却炉は平成9年に竣工し、その後、経年劣化に対応するため、現在、平成27年度から31年度までの5カ年の計画でごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施し、平成41年度までの延命を図っているところでございます。

延命後の平成42年度からは新しい焼却炉で運用できるよう、平成32年度から逐次計画を立てていく予定であります。その際の課題としましては、愛知県の広域化計画との調整を図る必要もあると思われま。

基金の積み立てに関しましては、現時点では全く白紙で、今後構成市町と協議していくことになろうかと思っております。

以上です。

加藤議長

1 番白井えり子議員。

白井議員

では、再質 1 点ですけれども、愛知県が広域化、このごみの焼却炉につきましても広域化など新たな計画も模索しておられるということですが、今後はつぶさに動向を見ながらということ、特にうちのビジョンというよりも県の広域化に沿って考えていくということでしょうか。

それともう 1 点、基金については、建て替えとなると多額な費用がかかります。現在は全く白紙とのことですが、前回建て替えのときはどのようにされていたのでしょうか。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

まず、広域化計画の件でございますが、現在、愛知県の広域化計画は平成 20 年度からの第 2 次計画が今年度までとなっておりますので、今後、県の動向を見極めていくことになろうと思えます。

次に、基金につきましては、現在使用している焼却炉の建設時には、組合において特段の基金を設けて積み立てた経緯はございません。

以上です。

加藤議長

1 番白井えり子議員。

白井議員

建てかえになりますと、今のご答弁だと随分先になりますけれども、こういったこと、多額の費用のかかる部分については一層慎重に、計画的にやっていっていただきたいと要望します。

では、3 点目です。

決算でも、現在の規模の埋め立てでもメンテナンスが大変かと、この決算で見るとそういうことが出てきますけれども、今後、最終埋立処分場についてはどのようにお考えになっておられるのかお聞きします。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

現在、焼却残渣につきましては、豊田加茂環境整備公社や愛知臨海環境整備センターに処理を委託し、また、一部はセメント材料などとして民間で処理しています。

破砕不燃物につきましては、2カ所の民間施設のうち1カ所が今年度で飽和する見込みでございますので、このままだと次年度以降1カ所となることから、現在、新たな処分場の確保を検討しております。

また、組合が新たに処分場を建設することは非常に困難であるとの認識でありますので、不燃残渣を削減することが必要と考えております。そのため、不燃ごみの分別方法につきまして構成市町と協議を行い、ガラス・陶磁器ごみと、金属、小型家電に区分変更することとしております。これによりまして、分別後の不燃ごみの大部分が何らかの資源として再利用できるよう対応を予定しております。

以上です。

加藤議長

1番白井えり子議員。

白井議員

1点再質ですが、それでは尾三衛生組合としては、自前では持たなく、全て外に出していくということでしょうか。

それからもう1点ですが、以前この最終処分場の問題につきまして、既に最終処分場のそれ用の土地を取得されていると私は記憶していますがけれども、現在その土地についてはどのようになっているのでしょうか。また、ここが組合の運営について負担になっているようなことはないのでしょうか。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

処分場につきましては、特段、現在組合自体で新たに設ける予定はございません。

また、当時購入した、組合に近接する土地につきましては、緑地として保全しております。これにつきましては、特段の維持管理などの経費の支出はございません。

以上です。

加藤議長                    これにて1番白井えり子議員の一般質問を終わります。  
次に、12番門原武志議員。

門原議員                    それでは、一般質問させていただきます。  
私は、資源化の促進についてということで質問させていただきます。  
まず、剪定や草刈り、ごみが発生します。その再資源化の状況について伺いたいと思います。

加藤議長                    答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長                現在、搬入された剪定ごみにつきましては、太い幹などを抽出し木材チップとして再資源化するために、その処理を専門業者に木質廃材処理を委託しております。ただし、草ごみや細い枝などはこの対象とはなっておりません。  
以上です。

加藤議長                    12番門原武志議員。

門原議員                    ありがとうございます。  
それで伺いたいのですけれど、資源回収ストックヤードで資源回収をやっておられます。その品目を増やすことについて、私、特にご提案したいのが、草刈りごみ、剪定ごみなどの再資源化というふうなことについてどうなんだろうかと。お考えを伺いたいと思います。

加藤議長                    答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長                現在、ストックヤードのほうで26品目に新たな回収品目を加える場合は、回収した品目を適正な単価でリサイクル処理ができる企業等があることを条件に考えております。  
剪定枝、草ごみ、木の幹などの再資源化につきましては、組合の敷地や経費の関係で過大になるので、適合しないものと考えて



おります。

加藤議長 1 2 番門原武志議員。

門原議員 つまり、自前で草木などを再資源化しているような、尾三衛生組合と類似の組織があるかと思えますけれども、それは適合しないということでしょうか。

加藤議長 答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長 確かに、おっしゃるような他のところではそういったこともあります。当敷地等の兼ね合い、経費の兼ね合いから、私どもとしては実施できないものと考えております。

加藤議長 1 2 番門原武志議員。

門原議員 それで、最初の答弁で「剪定ごみの中から太い枝を抽出し」ということで、再資源化が図られているということなんですけれども。  
ところで、草木や細い枝、それは再資源化には向かないので恐らく燃やすということになるんだらうと思えますけれども、住民の方が搬入されたときに、最初から、草木や細い枝、そういう再資源化に適合しないものとは別に、太い枝だけまとめて持ってこられるという場合もあるかと思えます。その場合、再資源化の対象にしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

加藤議長 答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長 太い木の幹につきましては、それを焼却するためには裁断して燃えやすくする必要がありますので、それを行う経費と委託を、チップ材として再資源化に出すのとを比較した場合、委託のほうが金額的に上回っております。ただ、再資源化の経費はごみ搬入使用料を上回っておりますので、無償での受け入れはしがたいと考えております。

加藤議長

これにて12番門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第5、議案第7号平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

渡辺会計管理者。

渡辺会計管理者

議案第7号平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案説明をさせていただきます。

この案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長からご説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

加藤議長

次に、補足説明をお願いします。

加藤総務課長。

加藤総務課長

決算書の1、2ページをごらんください。歳入歳出決算書、歳入でございます。

歳入の収入済額の合計は19億9,586万5,290円でございます。

3、4ページをごらんください。歳出でございます。

歳出の支出済額の合計は17億7,230万7,966円でございます。

5ページをごらんください。

歳入歳出差引残額は2億2,355万7,324円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、これが実質収支額となります。

7、8ページをごらんください。事項別明細書、歳入でございます。

款2項1使用料は、家庭系4,048万4,800円、事業系2億992万7,000円でございます。

款3項1国庫補助金は、補助対象工事費の2分の1の交付率でございます。

9、10ページをごらんください。

款 7 項 2 雑入は、鉄・アルミの売却単価の低下により、スクラップ売却料が大幅な減額となりました。

款 8 組合債は、利率 0.01% の固定金利、償還期間 10 年で、東海財務局から借入れをいたしました。

11、12 ページをごらんください。歳出でございます。

款 2 項 1 目 1 一般管理費の節 3 及び節 4 が予算不足となりましたので、予備費から充用させていただきました。

13、14 ページをごらんください。

節 13 の一番下の 2 件が新規でございます。固定資産台帳を委託により作成しました。また、組合ホームページも一新し、この 4 月から閲覧できるようになっております。

15、16 ページをごらんください。

節 15 場内整備工事は合併浄化槽修繕工事など、機器修繕工事は管理棟空調機更新工事でございます。

節 25 は、平成 27 年度決算剰余金、基金運用利子でございます。

17、18 ページをごらんください。

款 3 項 1 目 1 塵芥処理管理費節 11 の消耗品費は、主に焼却施設・リサイクルプラザ用の部品代でございます。薬品費は、主に有害物質除去用の薬剤、焼却残渣無害化处理用の薬剤の購入費用でございます。光熱水費は、焼却施設・リサイクルプラザの電気料金でございます。

節 13 の一番下、ガラスびん資源化業務委託料は、平成 28 年 4 月 1 日からガラスびん処理施設を休止したことに伴う資源化業務の委託料でございます。

19、20 ページをごらんください。

節 15 の焼却施設補修工事及びリサイクルプラザ補修工事は、定期整備でございます。焼却施設補修工事（炉内耐火物）は、焼却炉内の耐火物の塗り込み補修整備工事でございます。

目 2 埋立処分地管理費節 11 は、折戸・三本木最終処分場に係る経費で、修繕料は折戸最終処分場の水処理施設の修理費用でございます。

節 13 焼却残渣等処分委託料は、焼却残渣 6,823 トンと破砕不燃物 568 トンの全量を外部に処分委託したものであります。

節19は、焼却残渣等の搬出先である伊賀市に対する負担金でございます。

款4公債費は、平成27年度に借り入れた財政融資資金の返済金でございます。

28ページをごらんください。

基金合計は、1,734万4,007円増加し、8億5,052万5,380円でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ここで、決算審査の結果について監査委員からご報告をいただきます。

小嶋代表監査委員、お願いいたします。

小嶋代表監査委員

代表監査委員の小嶋です。

議長からご指名をいただきましたので、私のほうから、監査委員を代表いたしまして、平成28年度一般会計歳入歳出決算審査の結果についてご報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました平成28年度の一般会計歳入歳出決算について、平成29年7月24日に萩野勝監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、同日付で管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び附属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなど行い、実施いたしました。また、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮しました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果は、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

ます。

平成28年度は、リサイクルプラザにあります老朽化したガラスびん処理設備を停止したことにより維持管理経費が削減でき、効率的な運用が図れたと思います。平成29年度からは、同様に金属缶処理設備を停止したとお聞きしております。さらなる経費削減が期待されるところであります。

また、住民の皆さんがより使用しやすい場所に資源回収ストックヤードを新たに開設し、組合におけるリサイクルの取り組みを推し進められています。

なお、現在行われているごみ焼却施設基幹的設備改良事業は、ごみ処理施設を操業しながらの工事であることから、周辺住民及び施設利用者の利便に配慮し、着実かつ円滑に事業が推進されるよう要望いたします。

最後になりましたが、今後とも事故防止に万全を期し安全で安定した組合業務の運営に努められるとともに、予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう常にコスト意識を持ち、適正かつ効率的な執行に努められるようお願いしまして、私からの報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の回数については、会議規則第45条の規定により2回までといたします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番白井えり子議員。

白井議員

1番白井えり子。それでは、議案第7号平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、6点についてお聞きいたします。

1点目です。

2款1項1目25節ごみ焼却施設大規模修繕基金積立金。これは、前年度より大幅減額になっておりますがこの理由、また基金の目標金額設定はどのようなか。

今回、前年度約2億円でしたのが、今年度125万円ほどと、

非常に差があります。この点について特にお願いいたします。

2点目です。

3款1項1目13節ガラスびん資源化業務委託料。平成27年度のびんカレット処理委託料に比べて1,156万4,426円も増額になっております。この理由について、何でしょうか。

平成28年度からラインが停止し、市町から回収されたガラスびんの処理は業者による委託処理となっています。経費の削減となったと審査意見書にもありますが、決算書ではむしろ大幅に増額になっていますが、この辺についてどのようなか、ご説明をお願いいたします。

3点目です。

3款1項1目15節工事請負額。不用額が7,475万円と非常に多額ですが、この内容、内訳はどのようなでしょうか。

これが、不用額というこの項目で見れば、前年度比8倍近くふえています。この理由と、当初の予算組みは適切だったか、また検証はどのようにされたのかお聞きします。

4点目です。

実績の5ページですが、歳出の不用額が27年度比2倍近くになっています。理由、また予算の組み方は適切であったか、また検証はどのようにされたかお聞きします。

5点目ですが、実績の11ページ、物件費が35.5%を占めています。この内訳はどのようなでしょうか。

6点目ですが、実績の23ページ、折戸最終処分場の修繕費1,390万6,080円、これは前年の10倍近い。この理由はどのようなか。また、毎年のメンテナンスについての状態はどのようなか、他の処分場はどのようなかをお聞きします。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

私からは、1項目めと5項目めについて答弁させていただきます。

まず、1項目めですが、平成27年度は、旧焼却施設の解体工事の完了に伴い、廃棄物処理施設整備及び旧施設解体事業基金を廃止し、その残額2億564万5,000円を焼却施設大規模修繕基金に積み立てました。平成28年度は、ごみ焼却施設大規模

修繕基金を定期預金として運用した利子のみでしたので、大幅に減少となったものでございます。

この基金はごみ焼却施設基幹的設備改良事業のための基金であり、現在は基金運用利子の積み立てを行うだけです、目標金額の設定はございません。

次に、5項目めですが、物件費の総額は6億2,870万5,399円で、主に3款衛生費となります。

内訳の主なものとしては、焼却施設・リサイクルプラザ用の部品などの消耗品費が約5,087万円で全体の2.9%、高反応消石灰、特殊反応助剤、液体尿素、キレート剤等の薬品費が約6,239万円で全体の3.5%、焼却施設・リサイクルプラザ及び折戸最終処分場浸出水処理施設の修繕料が約3,393万円で全体の1.9%、焼却施設・リサイクルプラザの電力料金が約1億2,095万円で全体の6.8%、焼却業務の一部及びリサイクルプラザの運転・維持管理等の委託料が約1億3,782万円で全体の7.8%、焼却残渣等処分委託料が約1億4,457万円で全体の8.2%でございます。

以上でございます。

加藤議長

答弁、加納施設課長。

加納次長兼施設課長

私からは、2項目めから4項目めまでを答弁させていただきます。

まず、2項目めですが、ガラスびん資源化業務委託は、ガラスびん処理施設の老朽化により維持補修費、電力料金などがかさむことから、平成28年4月1日よりガラスびん処理施設を休止したことに伴うガラスびんの資源化業務であります。

業務内容は、本組合で中間処理を行わずに、構成市町から集められたびんを直接搬出したものの資源化で、平成27年度のびんカレット処理委託はガラスびん処理施設で中間処理、色選別・カレット処理後に搬出したものの資源化で、業務委託内容に違いがありますので、ご理解いただきたいと思います。

経費の削減であります、平成27年度から平成41年度までのガラスびん処理施設の施設整備計画費は、1年当たりになると約2,070万の整備費が必要になります。1年当たりのガラス

びん処理施設の施設整備計画費から見ると約1,000万円の経費削減の効果がありません。

次に、3項目めと4項目めにつきましては、関連しておりますので、まとめて答弁させていただきます。

不用額が増加した理由としましては主に衛生費であり、その中で一番多い不用額から説明させていただきます。

塵芥処理管理費15節工事請負費の不用額で7,475万円の内訳ですが、理由としましては、一つ目として、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事と焼却施設補修工事の定期整備の工事の兼ね合いから定期整備の一部を先送りしたことにより、2,522万4,000円の予算残が生じました。二つ目として、リサイクルプラザピット内での小火災が発生していることから、予算確定後の平成28年度中に検討した結果、平成29年度より二軸剪断破碎機を停止し全量手選別による前処理とすることから、二軸剪断破碎機の補修工事費の未執行残が3,528万9,000円生じました。三つ目として、定期的に行っている焼却施設補修工事の炉内耐火物の塗り込み補修等の入札残が964万8,000円生じました。四つ目として、リサイクルプラザ補修工事の定期補修工事、クレーン補修工事の入札残が458万9,000円生じ、工事請負費全体で7,475万円の不用額となりました。

そのほか、11節需用費は、燃料単価の変動や電力費の燃料調整額の変動による執行残、13節委託料は、入札残となります。

次に、埋立処分地管理費11節需用費は折戸最終処分場の浸出水処理施設修繕料の入札執行残、及び13節委託料は焼却残渣等処分委託料の執行残で、不燃ごみと粗大ごみの搬入量の減少により破碎処理後に焼却する可燃物と不燃物が減少したことによるものであります。

当初予算編成に当たっては、事業の見直しや過去の請負実績などを考慮し予算編成に取り組んでおりますが、年度途中で工事内容の一部を見直ししましたので多額な予算残を生じましたが、適切であると考えております。

今後もより一層、最小の経費で最大の効果が上がるよう予算編成に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。



加藤議長

答弁、加藤業務課長。

加藤業務課長

私からは、6項目めについて答弁させていただきます。

修繕内容は、浸出水処理施設修繕として、曝気槽全ての接触材交換、沈殿槽の配管交換、ろ過装置のろ材の交換です。浸出水処理施設は30年を経過しており、このような大規模な修繕をしたのは初めてであり、毎年各機器を計画的にメンテナンスしています。

他の処分場については、現在休止している三本木最終処分場は水処理方式が自然ろ過方式であるため、大規模なメンテナンスは必要ない状態です。

以上で答弁とさせていただきます。

加藤議長

1番白井えり子議員。

白井議員

ありがとうございました。

では、4点について再質です。

2点目につきまして、ガラスびんの関係ですけれども、理由は今ご説明がありましたけれども、この中でこの施設整備計画費から見る1,000万の経費削減の中に電力料金ということがございました。これは、既に尾三衛生は新電力を使っておられるのか。また、新電力に切りかえていない場合は、なぜ新電力に切りかえるということがないのかお伺いします。

次に3点目、4点目の部分ですけれども、ピット内の小火災の関係から、今リサイクルプラザの二軸剪断破碎機を停止しておられるということでしたが、これは今後もずっともう使わずに、この先もずっと休止していくということでしょうか。そして手選別でやっていかれるということでしょうか。

それから次に、5点目のところですが、この物件費の中に臨時職員さんの賃金等が入っていないでしょうか。

4点目です。最後の最終処分場の関係ですけれども、既に30年使っていて、今回が非常に大きなそういうメンテだったということですが、今後、ここのお守りというか維持管理はずっと続くわけですので、メンテナンスプラン等はどのように計画をしているのかお聞きします。

	以上です。
加藤議長	答弁、加納施設課長。
加納次長兼施設課長	<p>それではまず、1点目の電力供給の他社への切りかえであります。本年度の契約電力量、1,510キロワットをベースに新規事業者から聞き取り調査を行いました。電気代を算定する際に使われます負荷率が60%超と高いため、中部電力より優位な条件の提示が不可能でしたので、引き続き中部電力より電力供給を続けてまいります。</p> <p>それと、リサイクルプラザの、二軸剪断破碎機の停止であります。今後は休止となっております。例えば東日本震災とか熊本の震災等で、大震災があった場合、当然最終的にこちらのほうに受け入れになってくる可能性もありますが、現在休止状態ですので、そのときは一時的に稼働することになるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	<p>物件費に賃金が含まれていないかについて答弁させていただきます。</p> <p>パート、アルバイトなどの臨時職員を組合は雇用していませんので、物件費には含まれておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
加藤議長	答弁、加藤業務課長。
加藤業務課長	<p>折戸最終処分場のメンテナンス計画について説明させていただきます。</p> <p>メンテナンス計画として、安定的に浸出水を処理するため、機器ごとに周期的な整備を計画しております。</p> <p>以上でございます。</p>
加藤議長	これにて1番白井えり子議員の議案質疑を終わります。次に、12番門原武志議員。

門原議員

それでは、議案第7号平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

歳入のほうについて伺います。ごみ搬入使用料についてです。

家庭系の搬入使用料、搬入がですね値上げになりました。搬入件数への影響について伺いたいのと、あと、ほかの搬入物の量への影響はあるか、伺います。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

平成28年4月から家庭系のごみ搬入使用料を値上げしたことにより、一日許可の家庭系、個人で持ち込む粗大ごみ及び草ごみの搬入件数及び搬入量ともに減少しました。

平成27年度の一泊許可の家庭系ごみは、4万1,572件、2,632トン240キログラムでありました。平成28年度の一泊許可の家庭系ごみは、3万3,327件、1,958トン860キログラムでありました。比較しますと、搬入件数が8,245件、19.8%、搬入量が約674トン、25.5%の減少となりました。

また、一日許可の事業系草ごみの件数及び搬入量は、平成27年度807件、467トン920キログラム、平成28年度1,112件、665トン50キログラムでありました。比較しますと、搬入件数が305件、37.7%、搬入量が約198トン、42.1%の増加となりましたが、これが値上げによるものかどうかまでは判断できません。

計画収集等で集められた不燃ごみは、平成27年度2,555トン960キログラム、平成28年度2,434トン40キログラムでありました。比較しますと、約122トン、4.7%減少しているため、特に影響はないと判断しております。

以上でございます。

加藤議長

これにて12番門原武志議員の議案質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第7号平成28年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認

定について、反対討論を許します。

1 2 番門原武志議員。

門原議員

それでは、反対討論をいたします。

ごみは生活をしていると必ず出るものです。よって、税で処理費は賄えるべきだと考えます。

ところが、ごみの直接搬入の手数料が、家庭系が事業系と同額へ、2倍の値上げがされたということです。引っ越しとか庭の大きな枝を切ったとき、計画収集で出したくても難しいこともあるものです。ごみ処理での住民の負担増は容認できないということで、反対とさせていただきます。

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第8号専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

近藤事務局長。

近藤事務局長

議案第 8 号専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行った、損害賠償の額の決定及び和解について、同条 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

事故発生は、7 月 3 日月曜日に可燃プラットホームの投入ゲート 3 番で発生し、ごみ収集車が可燃ごみを投入したところ、ごみクレーンのバケットがごみ収集車の後部反転装置に接触したことにより発生したものでございます。

過失割合は当組合 100%、損害賠償額 4 万 1,040 円で、全額全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

今後は、より一層注意深く操作を徹底させることにより事故防止に努めてまいりますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

加藤議長

議案第 8 号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第 8 号専決処分の承認を求めることについて、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第 8 号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議員提出議案第1号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員提出議案第1号については全員が賛成者となっておりますので、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認め、よって提出者の説明を省略することに決しました。

議員提出議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号議員派遣について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり決定されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。  
管理者閉会挨拶、萩野管理者。

萩野管理者

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご審議いただきました議案につきまして適切なご審議を賜り、いずれも原案どおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

また、小嶋代表監査委員におかれましては、決算審査のご報告をいただきありがとうございました。今後ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でもございますので、くれぐれも健康にご留意いただき、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げますとともに、今後とも本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

加藤議長

私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして、平成29年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

水野議会事務局  
書記

ご起立願います。一同、礼。  
本日はご苦勞さまでした。

| (閉会 午後 2時25分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名議員

署名議員